

令和5年度  
津市一般廃棄物最終処分場環境影響評価  
事後調査

報 告 書

令和6年3月

津 市

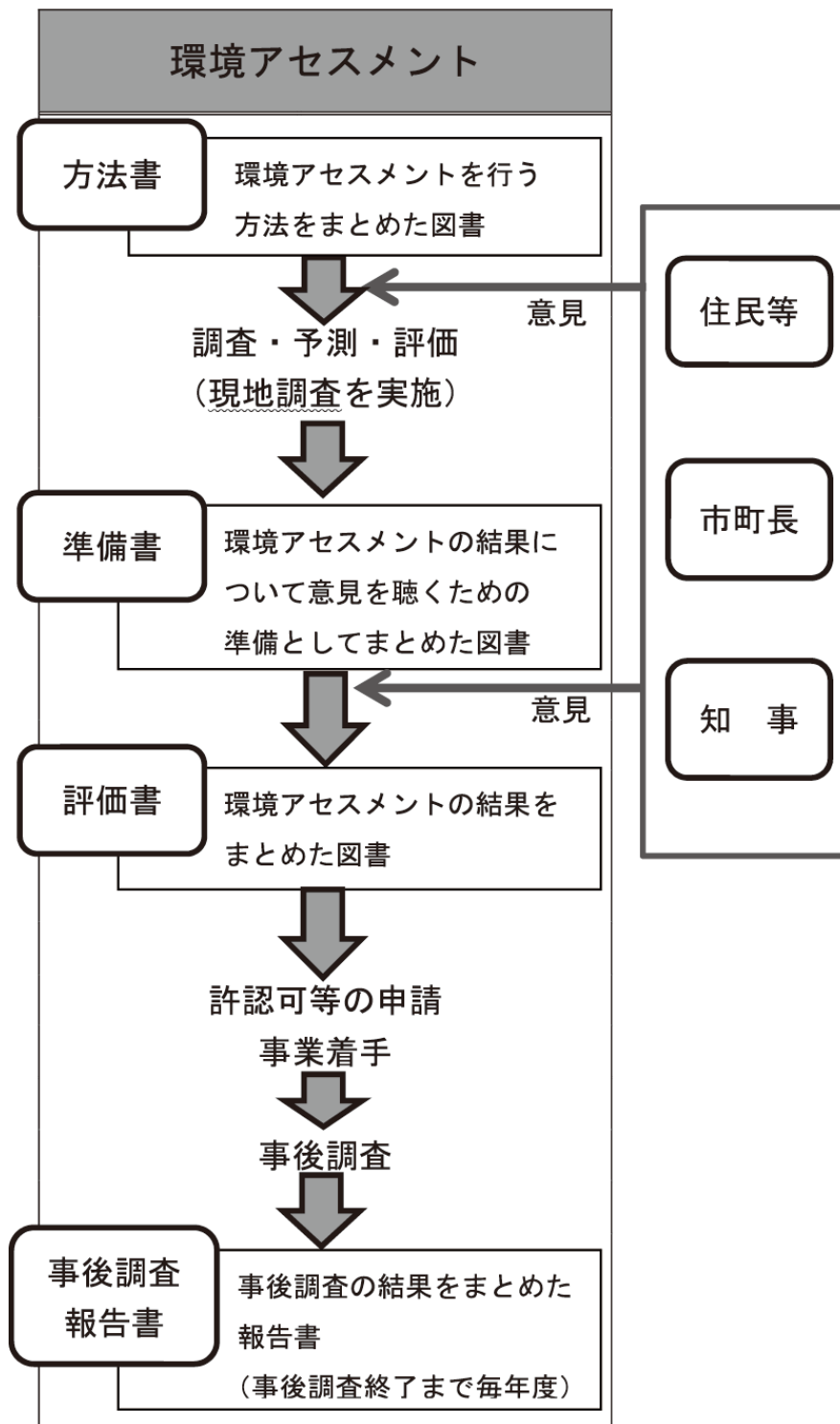
## はじめに

津市では、旧津市白銀環境清掃センター埋立地の切迫に伴い、これに代わる新たな最終処分場を建設するため、公募により 2008 年度に美杉町下之川地内を新最終処分場建設地に決定した。

その後、地域住民のご理解、ご協力のもと、環境に配慮した安全で安心な処理方式の採用による施設の建設を推進することとし、「三重県環境影響評価条例」（平成 10 年 12 月 24 日、三重県条例第 49 号）第 12 条（環境影響評価の実施）に基づく環境影響評価を実施、同条例第 21 条（評価書の作成）に基づいて当該環境影響評価の結果について「環境影響評価書」（以下、「評価書」という。）を作成し、その事後調査計画に基づき、騒音、低周波音、水質（地下水の水質を除く）、地下水の水質及び水位、地形及び地質、土壌、陸生動物、陸生植物等について事後調査を行うこととしている。

本中間報告書は、2023 年度に行った事後調査の結果をとりまとめたものである。

### 三重県環境影響評価条例に基づく手続きの流れ



注) 参考資料：「環境アセスメント 三重県環境影響評価条例の概要」（三重県、2016）

## 目 次

1. 事業概要	1-1
1.1. 事業者の名称	1-1
1.2. 事務者の所在地	1-1
1.3. 代表者の氏名	1-1
1.4. 対象事業の名称	1-1
1.5. 対象事業の種類（内容）	1-1
1.6. 対象事業の規模	1-1
1.7. 対象事業実施区域の位置	1-1
2. 対象事業に係る工事の進捗状況	2-1
3. 環境保全措置の実施状況	3-1
4. 事後調査の項目及び手法並びに当該調査の結果	4-1
4.1. 事後調査の項目及び手法の概略	4-1
4.2. 事後調査の結果	4-10
4.2.1. 水質（地下水の水質を除く）	4-10
(1) 調査項目	4-10
(2) 調査地点	4-10
(3) 調査時期・頻度	4-10
(4) 調査方法	4-10
(5) 調査結果	4-12
(6) 事後調査の結果の検討	4-20
4.2.2. 地下水の水質及び水位	4-22
(1) 調査項目	4-22
(2) 調査地点	4-22
(3) 調査時期・頻度	4-22
(4) 調査方法	4-25
(5) 調査結果	4-26
(6) 事後調査の結果の検討	4-34
4.2.3. 陸生動物	4-38
(1) 猛禽類（サシバ・クマタカ）	4-38
1) 調査項目	4-38
2) 調査地点	4-38
3) 調査時期・頻度	4-38
4) 調査方法	4-41
5) 調査結果	4-44
6) 事後調査の結果の検討	4-63
7) 今後の調査計画	4-85
5. 事後調査の結果の検討に基づき必要な措置を講じた場合にあっては、その措置の内容	5-1
6. 事後調査の委託業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	6-1